第一章第五節第四款を削る。

第七十七条中「別表第三」を「別表第二」に改め、第一章第五節第五款中同条を第六十七条とし、同節中同款を第四款とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　外局

第二章第一節から第四節までの節名を削る。

第八十八条を第九十六条とし、第八十七条を第九十五条とし、第八十六条を第九十四条とし、第八十五条を第九十三条とし、同条の次に次の款名を付する。

第四款　地方支分部局

第八十四条を第九十二条とし、同条の次に次の款名を付する。

第三款　施設等機関

第八十三条中「一人」を「二人」に改め、同条を第九十一条とし、第八十二条を第九十条とし、第七十九条から第八十一条までを八条ずつ繰り下げる。

第七十八条を第八十六条とし、同条の次に次の款名を付する。

第二款　内部部局

第二章の章名の次に次の一節、節名及び款名を加える。

第一節　出入国在留管理庁

第一款　特別な職

（次長）

第六十八条　出入国在留管理庁に、次長一人を置く。

（審議官）

第六十九条　出入国在留管理庁に、審議官二人を置く。

2　審議官は、命を受けて、出入国在留管理庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（参事官）

第七十条　出入国在留管理庁に、参事官一人を置く。

2　参事官は、命を受けて、出入国在留管理庁の所掌事務に関する重要な法令案の作成その他重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二款　内部部局

第一目　部の設置等

（部の設置）

第七十一条　出入国在留管理庁に、次の二部を置く。

出入国管理部

在留管理支援部

（出入国管理部の所掌事務）

第七十二条　出入国管理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　短期滞在の在留資格に係る外国人の在留の許可に関すること。

三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。）第五十条第一項の規定による在留の許可に関すること。

四　入管法第六十一条の二の二第一項及び第二項の規定による在留の許可、同条第五項の規定による許可の取消し並びに入管法第六十一条の二の四第一項の規定による仮滞在の許可（以下「在留許可等」という。）に関すること。

五　難民の認定に関すること。

（在留管理支援部の所掌事務）

第七十三条　在留管理支援部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　本邦における外国人の在留に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

二　出入国在留管理庁の所掌事務に係る情報の収集、整理及び分析並びに統計に関すること。

第二目　課の設置等

（課等の設置）

第七十四条　出入国在留管理庁に、出入国管理部及び在留管理支援部に置くもののほか、次の二課を置く。

総務課

政策課

2　出入国管理部に、次の三課を置く。

出入国管理課

審判課

警備課

3　在留管理支援部に、次の二課及び情報分析官一人を置く。

在留管理課

在留支援課

（総務課の所掌事務）

第七十五条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び庁印の保管に関すること。

三　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

四　法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

五　出入国在留管理庁の保有する情報の公開に関すること。

六　出入国在留管理庁の保有する個人情報の保護に関すること。

七　出入国在留管理庁の機構及び定員に関すること。

八　出入国在留管理庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（政策課の所掌に属するものを除く。）。

九　出入国在留管理庁の行政の考査に関すること。

十　広報に関すること。

十一　出入国在留管理庁の事務能率の増進に関すること。

十二　出入国在留管理庁の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三　表彰及び儀式に関すること。

十四　出入国在留管理庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

十五　出入国在留管理庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十六　出入国在留管理庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十七　庁内の管理に関すること。

十八　出入国在留管理庁の所掌事務に関する施設の整備に関すること。

十九　出入国在留管理庁の職員の宿舎に関すること。

二十　出入国在留管理庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

二十一　入国者収容所等視察委員会に関すること。

二十二　入国者収容所の組織及び運営に関すること。

二十三　地方出入国在留管理局の組織及び運営に関すること。

二十四　外国人技能実習機構の組織及び運営に関すること。

二十五　住民基本台帳法第三十条の五十の規定による通知に関すること。

二十六　前各号に掲げるもののほか、出入国在留管理庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。